

## 3-2 先端技術分野に関する知的財産施策

### <基本認識>

民間、大学等、公的研究機関発の革新的技術を創出・保持し続け、国際競争力を維持・強化するためには、先端(革新的)技術について出口戦略を見据えた質の高い権利として迅速かつ的確な取得を行い、さらにはそれを核に十分なパテントポートフォリオが構築されていくことが重要である。そして、その知的財産の社会還元効果を最大に引き出すためにも、研究開発成果を知的財産としてどのように取得・活用するかについての出口戦略を踏まえた研究開発を進めていくことが必要である。

### 各先端分野への対応

ライフサイエンス分野においては、iPS 細胞関連技術を含めた先端医療分野における適切な知的財産保護の検討結果に基づいた速やかな対応やリサーチツール特許等統合データベース(RTDB)の利活用の促進等が急務である。

情報(IT)分野においては、大学発のソフトウェアの産業界での活用、また標準化への対応について、これから新しいサービスが期待される医療、雇用、福祉分野(例えば、双方向性電信遠隔治療、在宅勤務等)においても重要であり、今後は標準化された我が国の技術が市場をリードして、我が国企業がイニシアチブを取れる産業につながるようなビジネスへの活用策を戦略的に推進することが重要である。また、今後とも官や大学等で行うことと、民主導で行うこととの役割分担を明確にして進めていく必要がある。

### ○過去の施策

(2007) 平成19年度から関係府省の協力を得て、科学技術基本計画で定めた重点推進分野等、知的財産に関し固有の配慮が必要な分野を対象に、知的財産の権利者、利用者等関係者の状況を踏まえ、知的財産の創造・保護・活用に関する現状や課題及びその対応策等を整理した分野別の知的財産戦略を策定する。(総科、知本、関)

(2008) 平成20年度から、大学等において、研究成果のパテントポートフォリオ化を視野に入れた戦略的な研究活動も行うことができるよう、特にライフサイエンス、環境・エネルギー技術分野等の戦略的に研究開発を推進すべき分野の研究活動における特許マップの利活用を促進するとともに、今後の支援について検討する。また、iPS細胞技術等の特許出願技術動向調査結果等について情報発信を積極的に行い利活用を促す。(経、文)

### ○参考意見

- ICT・標準化による新しいサービスは、医療・雇用・福祉分野に重点をおくべきではないか。(41林委員)
- 若い技術が標準化される時代になっており、官が主導でサポートしていただくのは大変重要で、民間も頑張らなければいけないが、欧米等を見ると、大学の参加が非常にふえており、その重要性をわかるようにすべき。(42野間口委員)

### 3-2-1 ライフサイエンス分野

#### < 具体的施策 >

- 医療分野に広く応用可能で革新的技術として注目を浴びているiPS細胞にかかる国際的な研究開発競争や知的財産取得競争が急速に激化しており、iPS細胞関連技術を含めた先端医療関連技術の研究開発の進展にともなった適切な知的財産保護がわが国の国際競争力強化の観点からますます重要になってきている。そこで、平成 21 年度中に、iPS 細胞関連技術を含めた先端医療分野における適切な知的財産保護のあり方について、早急に結論を得、必要な対応を行う。(内閣官房、内閣府、厚生労働省、経済産業省、関係府省)
- 平成 21 年度から、リサーチツール特許の使用をより促進するため、大学等や民間企業が所有し供与可能なリサーチツール特許や特許に係る有体物等について、その使用促進につながる情報(リサーチツールの種類、特許番号、使用条件、ライセンス期間、ライセンス対価(参考となる過去の対価実績)、支払条件、交渉のための連絡先等を含む。)を一括して検索を可能とする統合データベースの利用促進や登録者の拡大等の必要に応じた改善を行う。(内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、厚生労働省、関係府省)
- 「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許(注5)の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日 総合科学技術会議)において、指針の普及等のために関係府省が取り組むとされた事項(本指針の周知等、研究開発の公募における対応、対価に関する実務の支援、大学等における体制等の整備、フォローアップ)について、平成 21 年度も引き続き、本指針やOECDガイドラインの考え方の国際的な普及を含め、各事項の内容に応じて速やかに必要な措置を講ずる。(内閣府、文部科学省、農林水産省、経済産業省、厚生労働省、関係府省)
- 平成 21 年度も引き続き、いわゆる機能性食品等に関連する用途発明について、研究開発の動向や平成18年6月の審査基準改訂後の特許出願・審査の状況及び国際的な保護の状況を踏まえ、これらの発明の特許保護のあり方について権利範囲を含め、関連業界より意見を踏まえて、議論を行い、その結果に応じて必要な方策を講ずる。(経済産業省)

#### ○過去の施策

##### 制度

(2007) ライフサイエンス分野における発明の特許性の判断について、大学の研究者や知的財産関係者等による理解の促進に資するため、知的財産高等裁判所の判決を含めた事例集を平成19年度中に作成し、公表する。(経)

(2007) 平成19年度から、大学等の研究者や知的財産関係者を対象として、ライフサイエンス分野の特許の審査基準

や事例集を用いた説明会を行うとともに、出願人の要望に応じて特許出願の審査を地方で行う巡回審査を実施する。  
(経、関)

## 人材

(2007) ライフサイエンス分野における知的財産の戦略的な権利取得や活用を推進するため、平成19年度以降、この分野に特有な問題に対応した知的財産の管理・活用のモデルとなる大学等による、先端技術や知的財産の取扱いに精通する専門人材の育成・確保や体制の整備のための取組みを促進する。(文)

## 微生物寄託

(2007) 微生物等(動植物の細胞を含む)に関する発明のうち、特許出願の明細書の記載のみではその微生物等を製造できない場合に微生物等を寄託する制度について、特許取得のための寄託の要否を明確化するための事例集を平成19年度中に作成し、公表する。(経)

(2007) 特許出願人が寄託した微生物等を寄託機関が他者に分譲する場合に、分譲を受けた者が当該微生物等を使用するにあたり留意すべき使用条件等を平成19年度中に、特許出願人や分譲を受ける者等に周知する。(経)

(2007) 微生物等の寄託制度の合理的な運用を図るため、平成19年度から、海外の寄託制度の運用状況、国際寄託機関として担保すべき要件等について、制度利用者を含めて調査研究を行い、その結果に応じ可能な制度整備を行う。(経)

## 有体物

(2007) 研究開発成果としての有体物の大学等における管理体制やルール整備等の状況について、平成19年度中に調査研究を行い、大学等有体物を円滑に管理するための参考となる事例等について公表する。(文)

(2007) 大学等が所有する有体物を海外や国内に提供し、又は受け入れる場合の契約や手続きに関し、円滑な提供・受入れに資するための留意事項や参考事例について、平成19年度中に調査研究を行い、大学等に周知する。  
(文)

## 農水関係

(2008) 平成20年度から、農林水産・食品分野における知的財産に関する人材育成事業を積極的に実施する。(農)

(2007) 農林水産省知的財産戦略(平成19年3月策定)に基づき、平成19年度から、戦略的な遺伝子特許の取得による和牛の効果的な育種改良やゲノム科学の新品種育成への応用等により、知的財産を活用した研究開発を推進する。(農)

(2008) 平成20年度から、DNA品種識別技術、微量元素による産地判別技術等の開発等、農林水産・食品産業分野における知的財産を保護・活用し、地域ブランドの信頼性を確保するための基盤となる技術の開発を積極的に推進する。(農)

(2008) 平成20年度から、農産物やその加工品の品種の偽装等を判別するDNA識別技術の実用化を進めるとともに、消費者の望む生産情報を簡易に提供できるツールの活用等地域ブランドの信頼性を確保するための技術開発を積極的に推進する。また、農業者や中小食品企業は資金や情報収集・発信能力が十分でないことを踏まえ、これらの者から育成者権、特許権等の管理の委託を受けた民間団体等が、許諾代行等の業務を一括して行う方策を検討する。(農)

## リサーチツール、RTDB

(2006) 研究に係るデータベースの整備は、知的財産の創出に向けた質が高く効率的な研究のためにも重要である。ライフサイエンス分野においては、平成19年度末までにライフサイエンス分野におけるデータベースの統合化に向けた制度設計等を行うため、平成18年度も引き続き、総合科学技術会議の下で、ライフサイエンス分野のデータベースに関する調査研究を行う。(総科、経、文、農、厚)

- (2006) 汎用性が高く代替性の低い遺伝子改変動物やスクリーニング方法等のリサーチツール特許に関する使用の円滑化、先端技術に関する特許制度による保護および運用のあり方、技術移転等のための知的財産人材の確保など、ライフサイエンス分野が抱える知的財産の諸問題について、平成18年度中に、総合科学技術会議の下で、国際的な議論の動向等を踏まえて幅広い観点から検討し、必要な措置を講ずる。(総科、経、文、関)
- (2007) 「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許(注5)の使用の円滑化に関する指針」(平成19年3月1日総合科学技術会議)において、指針の普及等のために関係府省が取り組むとされた事項(本指針の周知等、研究開発の公募における対応、対価に関する実務の支援、大学等における体制等の整備、フォローアップ)について、平成19年度から、本指針やOECDガイドラインの考え方の国際的な普及を含め、各事項の内容に応じて速やかに必要な措置を講ずる。(総科、経、文、農、厚、関)
- (2007) リサーチツール特許の使用を促進するため、平成19年度以降、大学等や民間企業が所有し供与可能なリサーチツール特許や特許に係る有体物等について、その使用促進につながる情報(リサーチツールの種類、特許番号、使用条件、ライセンス期間、ライセンス対価(参考となる過去の対価実績)、支払条件、交渉のための連絡先等を含む。)を公開し、一括して検索を可能とする統合データベースを構築する。(総科、経、文、農、厚、関)
- (2008) 平成20年度から、「ライフサイエンス分野におけるリサーチツール特許の使用の円滑化に関する指針」に従って、リサーチツールデータベースの構築を開始する。その際、大学・研究機関のリサーチツール特許等が当該データベースに円滑に登録、更新され(指針の普及も含む)、そのデータベースの活用が促進されるよう努める。(総科、知本、経、文、農、厚、関)

#### 機能的食品

- (2007) いわゆる機能的食品等に関連する用途発明について、研究開発の動向や平成18年6月の審査基準改訂後の特許出願・審査の状況、国際的な保護の状況を踏まえ、これらの発明の特許保護のあり方を権利範囲を含め、平成19年度中に関係業界と議論を行い、その結果に応じて必要な方策を講ずる。(経)
- (2008) いわゆる機能的食品等に関連する用途発明について、研究開発の動向や平成18年6月の審査基準改訂後の特許出願・審査の状況及び国際的な保護の状況を踏まえ、これらの発明の特許保護のあり方について権利範囲を含め、平成20年度の早期に関連業界より意見を得て、議論を行い、その結果に応じて必要な方策を講ずる。(経)

#### 先端医療方法、iPS

- (2007) 平成19年度も引き続き、平成17年4月に改訂された特許審査基準による医療機器の作動方法及び医薬の投与量・投与間隔等の技術について運用状況等を注視する。また、平成19年度以降、先端医療分野における技術動向やその特許保護に関する国際的な議論の動向について、継続的な情報の収集、分析に努める。(総科、経、関)
- (2008) 医療分野に広く応用可能で革新的技術として注目を浴びているiPS細胞にかかる国際的な研究開発競争や知的財産取得競争が急速に激化しており、iPS細胞関連技術を含めた先端医療関連技術の研究開発の進展にともなった適切な知的財産保護がわが国の国際競争力強化の観点からますます重要になってきている。
- そこで、iPS細胞関連技術を含めた先端医療分野における適切な知的財産保護のあり方について、直ちに検討を開始し、早急に結論を得る。(総科、知本、経、厚、関)
- (2008) 平成20年度も引き続き、iPS細胞等に代表されるような革新的技術に関する研究開発や実用化促進の観点から、知的財産の創出を促進するために必要な支援を迅速に行う。(総科、経、文、厚、関)

## ○参考意見

### 医療方法

- iPS細胞を利用した再生医療は、国際協力により初めて実現するので日本でも医療特許を認め、国際的なパテント

プールをリードする。(41荒井委員)

- 医療行為の特許化を早急に検討すべき。(41西山委員)
- 医療特許に関してぜひ引き続きのご検討をお願いしたい。(41森下委員)

#### 機能的食品

- 食品業界団体である日本食品・バイオ知的財産センターとバイオインダストリー協会は機能的食品の特許で保護することに合意し、両団体合同で回答書を提出する段階である。欧米との競争を公平にするため、欧米と同様の機能的食品審査基準に改訂することが必要。(41西山委員)

#### リサーチツール

- 試験研究方法のライセンスやリサーチツールガイドラインの外国への普及活動を行うべき。(41渡部(俊)委員)  
リサーチツール特許は、海外のベンチャー企業もたくさん持っているので、これを有効に活用できないと、研究の促進にはつながらないので、ぜひ海外へもガイドラインを普及すべき。(41渡辺(裕)委員)

### 3-2-2情報（IT）分野（標準化を除く）

#### <具体的施策>

○大学の知的財産である最先端ソフトウェアの開発・流通・活用は、産業競争力強化のための重要な課題であり、平成21年度も引き続き、平成19年度に検討した産学が連携してソフトウェアの技術移転や実用化を図る仕組みや人材育成等の課題の調査結果を普及し、大学発のソフトウェアの産業界での活用を促進する。(文部科学省、経済産業省)

#### ○過去の施策

(2008) 平成20年度も引き続き、情報・エレクトロニクス分野では、知的財産権の確保のみならず国際標準を獲得することはわが国の産業競争力を獲得する上で非常に重要である。そこで、日本発の技術がより多くISO、IEC、ITUで国際標準を獲得できるよう産学官の連携を強化するとともに、種々の国際標準スキームを戦略的に活用することを促すなど、平成18年に策定された「国際標準総合戦略」等に沿った取組みをより強化する。(経、文、総務)

(2007) 大学の知的財産である最先端ソフトウェアの開発・流通・活用は、産業競争力強化のための重要な課題であり、平成19年度中に、産学が連携してソフトウェアの技術移転や実用化を図る仕組みや人材育成等の課題を検討し、大学発のソフトウェアの産業界での活用を促進する。(経、文)

#### ○参考意見

- 大学・研究機関発ソフトウェアの活用をもっと促進すべき。これらを世に出すには「逆オープンイノベーション」の仕組みが必要。(41竹岡委員)
- ソフトウェア特許の活用が必要。(41荒井委員)

### 3-3 地域に関する知的財産施策

#### <基本認識>

地域においては、知的財産戦略の重要性に関する普及啓発は進んできているが(地方公共団体による知的財産戦略の策定等)、今後とも地域振興やさらに国力の源泉にもつながる知的財産戦略の策定やそのための組織、人材等の基盤整備がまず重要である。

地域においては、人口が比較的少なく少子高齢化の影響を受けやすいため、知的財産にかかる組織、人材(特に、国際的な交渉等の高度な知的財産戦略に対応できる者)等が不足している場合があり、今後とも地域の実態に応じたきめ細かな支援をしていく必要がある。その際、大学、高等専門学校と地方公共団体、公設試等との連携を強化していくこと等の知的財産組織、人材面でのさらなる連携や統合の促進等も必要である。また、地域内で中心となる大学等がイニシアチブをとって、地域内外で協働することや共同で権利取得、ライセンス等を行う知的財産管理活用組織等を利用した知的財産(権)の管理活用等を行うことも考慮すべきである。

#### ○参考意見

- 地域ブランドも重要な問題、必ずしも大学等が前面に出ないような形でも支援する方法が大事。(42森下委員)
- 地域の振興について、人材不足は地域ほど目立つことが、特に最近はっきりしてきた。以前からもやっているが、各地方の大学等でリーディング大学等にしっかり音頭をとってもらい、地域で連携ということを表に出すことも必要。(42森下委員)

#### <具体的施策>

○地域振興に向けて、地域において知的財産の創出に活躍が期待される人材に対する知的財産マインドの向上や知的財産分野で活躍する人材の育成を促進するため、平成 21 年度から、高等専門学校等における知的財産教育の充実を促進する。(文部科学省、経済産業省)

#### ○過去の施策

(2006) 平成18年度中に、大学等を拠点として地域の大学・中小企業・地方公共団体等が連携したネットワークの形成を図るため、地域の知の拠点再生の観点等からのコーディネータの活用など大学と地域との連携に取り組む。(文)

(2007) 地域の大学等の知的財産活動や地域企業との産学官連携を促進するため、先進的な大学の取組みを全国の大学に普及するとともに、地域の知の拠点再生を担当するコーディネータや知的財産アドバイザーなど、地域に配属された専門家の情報公開を平成19年度から進め、これらが連携して地域の大学等の活動を行うことを支援する。(経、文)

(2006) 平成18年度は、地域の中小企業や大学からの特許出願ニーズ等に適切に対応できる弁理士情報を、都道府

県に設けた地域窓口を通じて提供する日本弁理士会の取組みを奨励する。(経)

(2008) 平成20年度から、大学における研究成果として創出された知的財産の企業における活用を促進するため、企業におけるオープンイノベーションを促進すること等により、大学とのつながりを強化する。併せて、大学の技術の実用化を図る大学発ベンチャーは、高度な研究人材の雇用を地域において創出することにより地域経済を活性化させる効果もあることから、大学と地方自治体とが連携して支援する取組みを促進する。(経、文)

## ○参考意見

- 高等専門学校での知財教育による地域振興が必要。(41 荒井委員)